

一般社団法人日本人間工学会 優秀研究発表奨励賞選考規程

第1条 (名称)

この賞は、一般社団法人日本人間工学会（以下、学会という）優秀研究発表奨励賞（以下、本賞という）と称する。

第2条 (目的)

本賞は、全国大会において優れた研究成果を発表した若手研究者を表彰するもので、人間工学研究の発展と、安心・安全な社会の実現に寄与する次世代の人間工学研究者の育成を目的としている。

第3条 (受賞資格)

本賞は、以下の全ての項目をみたす受賞資格者のなかから選考する。

- (1)発表時に学会の正会員または準会員（入会手続き中を含む）であること。
- (2)当該年度の大会論文の筆頭著者で発表を行った者であること。
- (3)発表申込時に本賞の選考を希望した者であること。
- (4)当該年度の大会終了時点で26歳以下であること。
- (5)本賞の受賞経験を有しないこと。

第4条 (表彰)

理事長は、本賞最優秀賞（原則として1名）と本賞優秀賞（最大4名）を表彰し賞状を授与する。

第5条 (選考)

選考は次の手順で行う。

- (1)選考委員会を組織する。選考委員会の人選にあたっては、表彰委員会が選定し、委員を依頼する。また受賞候補者が研究発表を行うセッションの座長にも選考委員を依頼する。
- (2)選考委員は受賞候補者が行う研究発表を第6条に定める評価基準に従って審査し、最も合計得点の高い者を最優秀賞、以下合計得点の高い順に最大4名を優秀賞に決定する。

第6条 (評価)

- 1 評価は、選考委員会が大会講演集論文と発表の双方を十分精査して行う。
- 2 研究発表の評価は、研究発表1件に対し受賞候補者の研究発表が行われるセッションの座長を含む選考委員の中から2名がこれに当る。
- 3 評価は以下の3項目について5段階で行う。独創性または新規性、大会講演集論文の質、発表（質疑応答を含む）の質。

第7条

この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2008年4月1日から施行する。
- 2 一般社団法人化に伴い2009年11月13日改定
- 3 2015年9月17日改定
- 4 2017年2月22日改定（細則廃止）